

平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日

施 設 概 況

徳 島 刑 務 所

目 次

1 施 設 の 沿 革	1
2 施 設 運 営 方 針	2
3 組 織 図	5
4 職 員 関 係	6
5 収 容 状 況	8
6 保 安 関 係	10
7 作 業 関 係	25
8 教 育 関 係	28
9 医 療 関 係	31
10 分 類 関 係	32

1 施設の沿革

明治 3年 7月 徳島藩名東郡塀裏町（現在、市内幸町）の陰徳蔵（旧藩米倉）を改修して徒刑小屋を設け、同11月、旧藩牢獄を改修して徒刑場2棟を新設した。

明治 6年 2月 塀裏町に徒刑場を移転し、監獄本署と改称した。

明治22年 5月 出来島町1番地ひょうたん堀2番地に移転した。

大正11年10月 官制改正で徳島刑務所と改称した。

昭和20年 7月 戦災により外壁と内壁を残し全て焼失した。

昭和26年10月 戦災復旧工事中の庁舎建物が落成した。

昭和38年11月 徳島市入田町大久へ移転が決定した。

昭和46年10月 新施設へ移転した。

昭和47年 7月 受刑者分類規程により LB 級受刑者（執行刑期8年以上で犯罪傾向が進んでいる者）及び B 級受刑者（犯罪傾向が進んでいる者）の収容施設に指定された。

平成15年 6月 80名の共同室棟が落成した。

平成17年 4月 180名の単独室棟、工場棟(4か工場)、炊場・体育館棟が落成した。

平成18年 4月 仮釈放寮「龍王寮」(定員10名)が落成した。

2 施設運営方針

(1) 方針

ア 保安事故の防止等

(ア) 保安事故の防止

(イ) 防災体制の構築

イ 綱紀の厳正な保持

ウ 矯正運営基盤の充実強化

(ア) 組織の活性化及び執務環境の改善

(イ) 矯正行政の透明化

エ 矯正処遇の充実等

オ 医療体制の充実強化

(2) 方針実施上の問題点とその対策

ア 保安事故の防止等

(ア) 保安事故の防止

本年1月に広島刑務所において中国人受刑者1名、同年3月に松山学園において少年1名の逃走事故が発生し、多くの地域住民に多大な不安を与え、また矯正施設の運営全体に対する社会の信頼を失墜させ、国民の厳しい批判を受ける結果となった。当所においても逃走事故防止のための検証等を実施し、また、本年2月下旬に管区特別監査により点検が実施されるなどして、所要の改善を講じてはいるが、その改善策の実施のみにとどまることなく、不断の点検を実施するとともに、保安意識の高揚を図り、保安事故全般につき、その未然防止に努める。

(イ) 防災体制の構築

昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年が経過したが、四国地方においても、「東南海・南海沖地震」と呼ばれる同規模の大地震が発生する可能性が高いと言われており、その発生を想定した防災体制を万全なものにする必要があることから、昨年度に引続き、防災体制全般について見直しや検討等を実施し、より強固な防災体制を構築する。

イ 綱紀の厳正な保持

当所においては、昨年度、不適正処遇、勤務倦怠事案などによる懲戒処分事案等が発生しているが、改めて矯正行政に課せられた社会的使命を自覚するとともに、

職務執行能力の向上を図るなどし、不祥事の起こりにくい風土を醸成する。特に、不適正処遇事案の防止に関しては、職員各人が公務員としての自覚を持つとともに、保安原則を遵守し、法令（内規を含む。）に則った適切な職務執行を行うように指導を徹底し、被収容者の特性や問題性等に応じた適切な対応力を向上させる研修の一層の充実を図る。

ウ 矯正運営基盤の充実強化

（ア）組織の活性化及び執務環境の改善

職務執行能力の向上に資する研修を充実強化するとともに、人事評価制度を活用し、各職員の責任と役割を明確にするなどした上で、各課部門において意見交換の場を設ける等風通しの良い環境を構築し、実施可能な方策について、積極的に取り組む。

また、職員の健康管理及び安全管理のための検討会等を通じて得られた相談・提言等を積極的に検討し、執務環境の改善に努める。

加えて、効果的かつ計画的な予算執行計画及び各所修繕工事計画を策定し、各課部門における執務環境の向上を図る。

（イ）矯正行政の透明化

矯正の役割や実情等を国民に理解してもらうことが重要となっていることに鑑み、積極的な募集参観の実施を通じて矯正に関する情報を適切に開示するとともに、外部からの意見を聴取する機会を積極的に設けるよう努める。特に、刑事施設視察委員会から提出された意見については、できる限り刑事施設の運営に繁栄させるよう努める。

エ 矯正処遇の充実等

刑務作業については、出所後の就労に役立つ作業内容となるよう、民間企業や地域社会との連携を強化し、有用作業の導入に努める。

各種指導については、指導体制の強化と指導の質的な向上を図るとともに、関係機関及び専門的知識を有する民間団体並びに篤志面接委員及び教誨師との協力・支援体制の構築に一層努める。

障害等を有するために社会復帰後の自立が困難な者に対する特別調整については、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関と情報の共有、連携の強化を図り、その円滑な運用に努める。また、重点的に就労支援を実施する対象者の選定を行うなどして就労支援の充実強化を図るとともに、仮釈放の適正かつ積極的な運

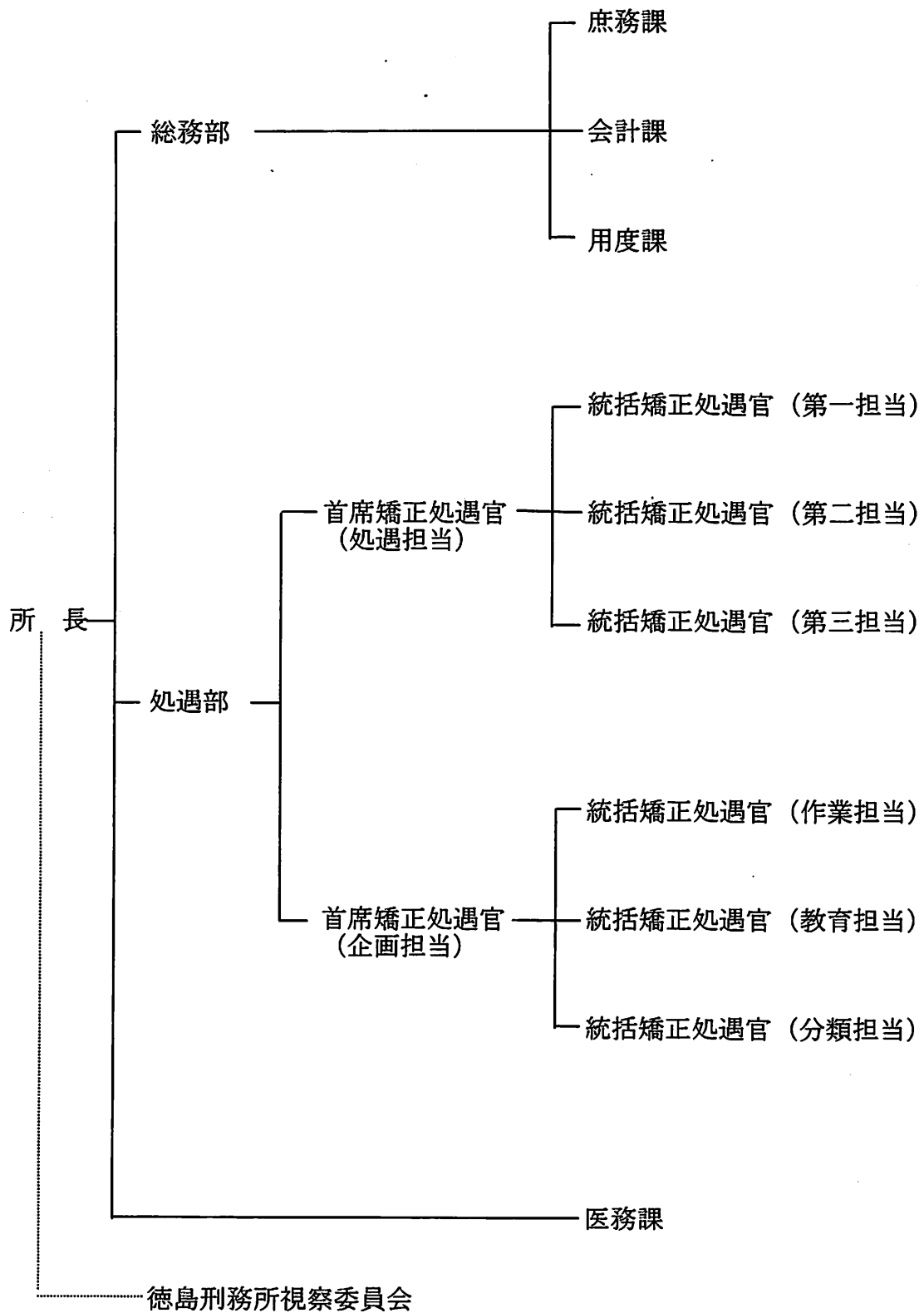
用の推進を図り、出所後の再犯を防止して改善更生を図るために、施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行を行う。

オ 医療体制の充実強化

矯正施設における医師不足は当所だけの問題ではないが、高齢化する被収容者の医療需要などに対応するためには、医師の確保が重要であり、当所においても、欠員の状況でもあることから、ハローワークへの公募活動等を行っているが、地元医師会や医療機関等の関係者との協議会の機会等を通じて、矯正医療に対する理解を深めてもらうよう働き掛けを積極的に行い、常勤医師の確保に努めることはもとより、非常勤職員を積極的かつ効果的に活用する。

また、関係各課・部門と医務課が被収容者の心身の状況に関する情報を共有する体制を整備し、職員への情報の伝達はもちろんのこと、連携して適時適切な医療を実施するなど、施設全体として医療の充実強化に努める。

3 組織図



4 職員関係

(1) 概況

平成24年度の職員定員は、教育専門官及び調査専門官が増員されたことから、217名であり、欠員は、医師1名、刑務官6名の7名である。

平成24年4月1日付けの新規採用者は7名で、内訳は男子刑務官6名、武道選考1名を採用している。過去5年間の新採用実績は、平成19年度15名、平成20年度29名、平成21年度19名、平成22年度24名、平成23年度5名と年度ごとの変動が大きい。

ア 幹部職員名簿

職 名		官 名	氏 名	年齢	勤務年数	現 任 庁 在職期間	前任庁等	備 考
本 所	所 長	法務事務官	辻本 隆一			9月	高知刑務所 所長	
	総 務 部 長	法務事務官	吉田 直也					
	処 遇 部 長	法務事務官	齋藤 巧					
	庶 務 課 長	法務事務官 (看守長)	里 忠晴					
	会 計 課 長	法務事務官 (看守長)	濱端 和秀					
	用 度 課 長	法務事務官 (看守長)	小林 豊秋					
	医 務 課 長	法務技官 (医師)	欠員					
	首席矯正処遇官 (処遇部門)	法務事務官 (看守長)	前田 昌幸					
	首席矯正処遇官 (企画部門)	法務事務官 (看守長)	仲山 亮					
	統括矯正処遇官 (第一担当)	法務事務官 (看守長)	木下 豊和					
	統括矯正処遇官 (第二担当)	法務事務官 (看守長)	藤澤 博司					
	統括矯正処遇官 (第三担当)	法務事務官 (看守長)	安友 久義					
	統括矯正処遇官 (作業担当)	法務事務官 (看守長)	阿部 晃一					
	統括矯正処遇官 (教育担当)	法務事務官 (看守長)	兼任 明久					
	統括矯正処遇官 (分類担当)	法務事務官 (看守長)	池田 要					

イ 職員数

区 分	行政職（一）	行政職（二）	公安職（一）	医療職	合 計
徳島刑務所			213	4	217

(2) 勤務上の問題点とその改善状況の概要

本年12月31日現在の職員の平均年齢は39.2歳であり、事務所が45.4歳、処遇部門が35.9歳となっている。その内訳は、全職員では、30歳未満63名（30.0パーセント）、30歳代55名（26.2パーセント）、40歳代31名（14.8パーセント）、50歳以上61名（29.0パーセント）であり、処遇部門に限れば、30歳未満56名（39.2パーセント）、30歳代40名（27.9パーセント）、40歳代17名（11.9パーセント）、50歳以上30名（21.0パーセント）であり、いわゆる中間層が希薄であることから、若年職員の指導・育成が喫緊の課題となっている。

職員の業務負担軽減措置として、業務の民間委託、代替賃金職員の積極的な採用等を実施しているほか、若手職員の早期育成に努めている。

また、昨今の公務員への厳しい批判が続く社会情勢の中、当所においては、昨年度、懲戒事案が2件発生しており、不祥事の未然防止、再発防止等の具体策を推進するため、不祥事防止対策委員会の活発化、職務執行力の向上を目的とした実務研修、職務研究会及び諸訓練を計画的に実施する等、施設が一体となって取り組みを行っている。

5 収容状況

収容区分及び最近における収容状況の概要

当所の収容区分は、LB指標について高松管内及び広島管内確定者の100パーセント、東京管内確定者の60パーセント、大阪管内確定者の20パーセント、B指標（6年以上）について、高松管内確定者の100パーセント、B指標（6年以下）当所確定者の10パーセントとなっている。

平成24年12月31日現在、収容定員1,093名（既決976名、未決117名）のところ、収容人員は782名（既決756名、未決26名）で、収容率は71.5パーセント（既決77.5パーセント、未決22.2パーセント）である。

（1） 最近5年間における収容状況

年次	入 所 員	対前年増 △減数	出 所 員	対前年増 △減数	1日平均 収容人員	対前年増 △減数	年間最大 収容人員	対前年増 △減数
平成20年	553	△155	613	△247	932.3	△186.7	964	△201
平成21年	501	△52	540	△73	893.0	△39.3	906	△58
平成22年	432	△69	513	△27	843.9	△49.1	869	△37
平成23年	424	△8	453	△60	796.4	△47.5	815	△54
平成24年	434	10	437	△16	776.0	△20.4	788	△27

(2) 収容定員・現員

刑事施設

(平成20年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
徳島刑務所	117	976	(3) 34	(3) 872		
計	117	976	34	872		

刑事施設

(平成21年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
徳島刑務所	117	976	(3) 32	(4) 835		
計	117	976	32	835		

刑事施設

(平成22年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
徳島刑務所	117	976	(3) 32	(4) 835		
計	117	976	32	835		

刑事施設

(平成23年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
徳島刑務所	117	976	(2) 32	(3) 753		
計	117	976	32	753		

刑事施設

(平成24年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
徳島刑務所	117	976	(4) 26	(2) 756		
計	117	976	26	756		

6 保安関係

(1) 概況

保安の現状及び推移の概況

ア 収容定員・収容率について

当所の収容定員は、平成18年3月31日付けで1093名（既決976名、未決117名）に変更されている。

なお、平成22年7月30日、静穏室■が完成している。

平成24年12月31日現在の収容人員は、782名（既決756名・未決26名）であり、そのうちLB指標受刑者は、492名（うち無期懲役受刑者は、148名）である。

収容率は、既決77.5パーセント、未決は22.2パーセントとなっている。

イ 暴力団関係受刑者について

当所は、大阪、広島及び高松管区管内で確定したLB指標受刑者が多数収容されており、同管内は■暴力団の勢力圏であることから、同年12月31日現在、暴力団関係受刑者は合計386名であり、その内訳は、現役暴力団関係者は74名で、そのうち■の者は38名となっており、元・周辺者については、312名となっており、暴力団関係受刑者は、全受刑者の51.1パーセントを占めている。

ウ 不服申立て関係について

特定の被収容者による不服申立てが多く、また、弁護士会人権擁護委員会に対する人権救済申立て、国を被告とする民事事件等、さらに、職員を被告とする告訴の提起も増加傾向にあり、訟務担当職員の業務が激増していることから、3名体制としている。訴訟等の不服申立てに対しては、迅速な疎明資料の収集、被収容者からの出願事項に対する許否判断の適正化に務めるとともに、特別な処遇を必要とする場合は、視察表により決裁することとし、後日の問題発生に備えている。

また、不服申立関係文書が発信された場合は、関係官庁等と、連絡を密にし、円滑な処理が行われるように配慮している。

(2) 事故等の現状

年次	総件数	逃 走		火災	自殺	同 衆 殺 傷	作業上 死 傷	その他
		件数	(人員)					
平成 2 2 年	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 2 3 年	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 2 4 年	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 懲罰の現状

事 由 \ 年 次	件 数		
	平成22年	平成23年	平成24年
被収容者殺傷	0	7	8
被収容者暴行	29	43	63
職員等殺傷	0	1	1
職員等暴行	16	14	11
抗 命	110	78	82
逃 走	0	0	0
争 論	74	34	41
毀 棄	2	8	8
たばこ事犯	0	0	0
物品不正所持	19	36	11
物品不正授受	99	65	35
不正製作	0	3	2
喝 窃 食	1	0	0
わいせつ行為	1	0	0
賭博・同類似	6	0	0
怠 役	16	10	4
自 傷	21	3	3
通 声	1	1	4
ひぼう・中傷	35	65	14
教唆・ほう助・せん動	7	0	1
そ の 他	343	167	199
総 数	780	535	487

(4) 不服申立ての現状

(平成22年)

種別		申立件数	申立人員
審査の申請		45	16
再審査の申請		15	9
事実の申告	管区長	19	6
	大臣	8	4
苦情の申出	大臣	64	15
	監査官	28	28
	所長	196	27
情願	大臣	0	0
	監査官(巡閲官)	0	0
訴訟	民事	4	4
	行政	1	1
告訴・告発	告訴	5	4
	告発	0	0
その他	付審判請求	0	0
	人権侵犯申告	21	16
	請願	9	6
	その他	0	0
総数		415	136

(平成23年)

種別		申立件数	申立人員
審査の申請		49	9
再審査の申請		17	5
事実の申告	管区長	20	5
	大臣	8	2
苦情の申出	大臣	47	13
	監査官	27	27
	所長	200	39
情願	大臣	0	0
	監査官(巡閲官)	0	0
訴訟	民事	6	2
	行政	0	0
告訴・告発	告訴	7	4
	告発	0	0
その他	付審判請求	1	1
	人権侵犯申告	19	17
	請願	9	5
	その他	0	0
総数		410	129

(平成24年)

種別		申立件数	申立人員
審査の申請		40	11
再審査の申請		14	5
事実の申告	管区長	16	5
	大臣	11	3
苦情の申出	大臣	9	6
	監査官	25	25
	所長	137	38
情願	大臣	0	0
	監査官(巡閲官)	0	0
訴訟	民事	9	4
	行政	0	0
告訴・告発	告訴	9	6
	告発	0	0
その他	付審判請求	0	0
	人権侵犯申告	15	13
	請願	3	3
	その他	1	1
総数		289	120

(5) 警備・処遇上の改善状況

【平成23年4月以降】

- ア デジタル無線機を使用した連絡体制を整備・拡充するため、達示及び指示を発出し、使用要領を定めた。(平成23年4月14日付け達示第12号及び処遇首席指示第18号)
- イ 「工場就業受刑者の運動時にタイマーを使用することについて」及び、「被収容者の運動、入浴の実施について」を発出し、被収容者の適正な運動・入浴時間の確保を徹底した。(同年5月16日付け首席指示第25号及び5月18日付け所長指示第28号)
- ウ 「釈放日の前日に入浴させることについて」を発出し、満期釈放者に対して、釈放前日は必ず入浴をさせることとした。(同年6月1日付け首席指示第30号)
- エ 暴力団関係受刑者の釈放時における出迎え規制について、指示を発出し、普通釈放時についても規制の徹底を図った。(同年6月14日付け所長指示第27号)
- オ 自殺事故防止を徹底するため、「要注意者収容居室の視察口窓の施錠について」を発出した。(同年6月15日付け首席指示第38号)
- カ 反則容疑行為の調査に付された際等の押収物品等の取扱いの適正を図るため、「押収物品処理簿」を制定した。(同年6月17日付け首席指示第39号)
- キ 熱中症対策として、女区居室廊下にエアコンを整備した。(同年6月22日付け首席指示第40号)
- ク [REDACTED]
[REDACTED]することとし、[REDACTED]不正連絡等の防止に備えた。(同年6月24日付け首席指示第43号)
- ケ 保護室収容中の者の健康保持上及び衛生管理上の観点から、夏季における冷房の設定温度・運転方法を変更した。(同年7月11日付け所長指示第43号)
- コ これまであいまいであった居室内の備品の員数を定めた。(同年7月21日付け首席指示第52号)
- サ 自殺事故等の防止及び保安上の観点から、拘置場運動場及び既決単独運動場に設置されていた[REDACTED]を撤去し、衣類かごを整備した。

(同年7月26日付け首席指示第54号)

シ 健康保持上及び衛生管理上の観点から、指示を発出し、配膳室の清掃後に拭身を許可することとした。(同年8月3日付け首席指示第61号)

ス 反則頻回者にかかる反則行為の詳細把握のため指示を改正した。(同年8月11日付け所長指示第48号)

セ 非常ベル発報時、逃走事故等の可能性を視野に入れ、[]に警備職員を配置することとした。(同年9月22日付け首席指示第72号)

ソ 居室等検査に係る実施計画の策定に当たっては、居室、工場ごとに実施頻度、順転、検査項目の[]を考慮することができるよう配意し、特に検査項目については、その[]で実施計画の策定時に、それぞれ指定しておくこととした。(同年9月22日付け首席指示第73号)

タ 体育祭における警備要領について、従前の警備要領を見直し、職員の役割及び勤務要領を詳細に定めた指示を発出し、体育祭の適正な運営を図った。(同年10月3日付け首席指示第75号)

チ 居室本錠の紛失・奪取を防止するため、[]にした。(同年10月12日)

ツ 暴行事案の防止等に係る勤務上の留意事項について指示を発出し、職員に周知させるとともに、被収容者に対して訓示を行わせた。(同年10月21日付け処遇首席指示第83号)

テ 感冒予防から冬季時に限り、午睡を延長することとした。(同年11月15日付け処遇首席指示第88号)

ト 受刑者の出所後の改善更生のため、不良交友者等からの来信書の廃棄を指導することとした。(同年12月2日付け所長指示第69号)

ナ 被収容者を施設外へ出す際の[]を徹底し、逃走等の防止に努めた。(同年12月5日付け処遇首席指示第92号)

ニ 第2工場倉庫の扉を格子状にして倉庫内の可視化を計り、不適正処遇の防止に努めた。

ヌ 保安総点検を実施するとともに、年末年始の各種事故防止を図った。(同年12月

- 9日付け所長指示第71号)
- ネ 逃走事故を想定した非常招集訓練を実施した。(同年12月15日)
- ノ 理髪時の勤務要領とバリカン刃の消毒方法について定めた。(同年12月7日付け処遇首席指示第94号)
- ハ 懲罰の執行延期後、免除した者に感想文を作成させ、効果及び心情面での検証を行うこととした。(同年12月19日付け処遇首席指示第101号)
- ヒ 昼夜居室処遇を受けている受刑者に対する複数運動実施に係る調整方法を改正した。(同年12月28日付け首席指示第104号)
- フ 被収容者又は面会人が聴覚に障害を有するため面会時に手話の使用を申し出た場合の対応について定めた。(平成24年1月18日付け所長指示第1号)
- ヘ 所内生活の手引きを見直し、現状に即したものに改めた。(受刑者用：同年1月25日付け達示第1号)
- ホ 広島刑務所の逃走事故発生に鑑み、所内全域、特に運動場増設工事現場の仮塀の点検を行うとともに、防犯線作動時の訓練を実施した。(同年1月12日)
- マ 逃走事故防止の観点から、[REDACTED]。(同年1月16日完成)
- ミ 運動場の立入禁止表示をより明確にするため、運動実施時にセーフティコーンを設置することとした。(同年1月17日)
- ム 逃走歴のある被収容者をピックアップし、過去の事案、現在の動静等を一覧表にし、職員に周知した。(同年1月19日)
- メ [REDACTED]であったため、外側に鉄格子を設置し、強化した。(同年1月20日完成)
- モ 監視卓勤務者を[REDACTED]名増員し、[REDACTED]名勤務体制とした。(同年1月20日)
- ヤ 衛生面向上のため、工場就業者の下着等の使用枚数を増加させた。(同年2月3日付け処遇首席指示第11号)
- ユ 広島刑務所の逃走事故の中間報告を受け、処遇部長が全体研修を実施した。(同年2月2日)
- ヨ 公安関係受刑者の支援者によるデモに対し、特別警備を実施した。(同年2月3日)

から6日まで)

ラ 被収容者を[]する際は、[]し、手配書を作成することとした。(同年2月20日付け所長指示第4号)

リ 炊事工場就業者の早朝配食時の保安事故防止のため、連行職員を1名増員した。
(同年2月24日付け所長指示第6号)

ル 実力行使時の探証活動を適正に行うため、携帯用ビデオカメラ取扱要領を定めた。
(同年3月14日付け所長指示第7号)

レ 既決第2運動場の増設工事が完了したことから、運動実施要領に関する留意事項を定めた。(同年3月14日付け処遇首席指示第23号)

【平成24年4月から9月末まで】

ア 同年4月13日から、[]
[]変更することとし、その後は、同年10月4日に変更した。

イ 女子被収容者の戸外運動及び入浴の実施要領を定めた。(同年4月25日付け処遇首席指示第30号)

ウ 被収容者に対して、実力行使を実施した場合には、視察表を作成し記録を残すこととした。(同年5月8日 所長口頭指示)

エ 自動警報装置(防犯線)作動時における対応要領を定めた。(同年5月14日付け処遇首席指示第34号)

オ 担当台の整理・整頓等に係る指示を発出し、各担当台を整理整頓するようにした。
(同年5月15日付け処遇首席指示第36号)

カ 裁判所宛てに送付される訴訟関係書類の取扱要領を定めた。(同年5月22日付け所長指示第22号)

キ 受刑者及び未決拘禁者の遵守事項を改正した。(同年5月23日付け達示第7号)

ク 本錠鍵、通行鍵、第一種手錠鍵、第一種手錠の貸与要領等について取扱いを改めた。(同年6月4日付け所長指示第24号ないし27号)

ケ 面会人に対する掲示物の内容等を見直し、掲示物を整備した。(同年6月13日付け所長指示第34号)

コ 自殺事故の防止に係る指示を発出した。(同年6月18日付け所長指示第31号)

サ 身分帳に掲載する写真等を3年毎に更新するよう取扱いを明確化した。(同年6月19日付け所長指示第33号)

- シ 性同一性障害等を有する被収容者の処遇要領を整備した。(同年6月20日付け所長指示第34号)
- ス 第■居室棟に設置している担当台の夜間、休日等における設置場所等に係る取扱要領を定めた。(同年6月27日付け処遇首席指示第43号)
- セ 同年6月28日、A棟、B棟及びC棟工場で就業する受刑者に防災訓練を実施した。
- ソ 熱中症予防対策として塩の給与、速乾性シャツの貸与、エアコンの使用等について定めた。(同年7月4日付け処遇首席指示第48号)
- タ 女子被収容者にクリームを支給することとした。(同年7月4日付け処遇首席指示第49号)
- チ 女区居室棟廊下東側に設置の冷房機器の使用に係る指示を発出した。(同年7月12日付け処遇首席指示第52号)
- ツ 計画停電時の節電についての対応要領について定めた。(同年7月20日付け所長指示第40号)
- テ 工場就業受刑者の出室時の要領について見直しを図った。(同年8月3日付け処遇首席指示第54号)
- ト 同年8月6日、■にエアコンを設置した。
- ナ 同年8月7日、入田町まちづくり協議会会長と協議し、震災等有事の際、当所への協力依頼事項、当所内への民間人の受入れ体制、物資の保管場所の提供等を検討中であることを説明するとともに当所に整備されている防災機器等について情報を提供した。
- ニ 徳島刑務所防災対応マニュアルを制定し、地震、火災、水害等の天災発生時における対応要領について定めた。(同年8月10日付け所長指示第45号)
- ヌ 同年8月24日、県警と協議・調整し、逃走想定訓練を実施した。
- ネ 受罰者心得を改正した。(同年8月30日付け達示12号)
- ノ 火災事故の防止に係る指示を発出し、火災事故の防止に努めた。(同年9月1日付け所長指示第46号)
- ハ 同年9月5日、避難誘導訓練及び消防訓練を実施した。(同年9月3日付け処遇首席指示第59号)
- ヒ 工場副担当職員用のヘルメットを整備した。(同年9月10日)
- フ 消防訓練、エンジンカッター訓練、テント組立訓練、浄水機の設置訓練を実施し

た。(同年9月14日付け処遇首席指示第62号)

へ 同年9月19日、庶務課、会計課及び用度課を対象とし、また、同月21日、処遇部門、医務課、企画部門作業、分類及び教育を対象とした非常持ち出し訓練を実施した。

【平成24年10月から12月末まで】

ア 被収容者が裁判関係書類の交付を願い出た際の留意事項に係る指示を発出し、取扱要領を定めた。(同年10月4日付け所長指示第51号)

イ 単独室の被収容者を定期的に転室させることを定めた。(同年10月10日付け処遇首席指示第69号)

ウ メリヤス等冬用衣類を貸与の上、着用を許可することとした。(同年10月11日付け処遇首席指示第71号)

エ 理髪時における湯の使用を認めた。(同年10月18日付け処遇首席指示第72号)

オ 感冒対策として毛布を増貸与することとした。(同年10月19日付け処遇首席指示第73号)

カ 暴力団関係受刑者の釈放時における出迎え規制について見直しを図った。(同年10月24日付け所長指示第55号)

キ 同年10月22日ないし25日、昼夜勤職員に対して、開錠(扉)訓練を実施した。

ク 同年11月12日ないし16日、日勤職員及び昼夜勤職員に対して消防訓練を実施した。

ケ 徳島刑務所防災対応マニュアルの制定について(同年11月5日付け所長指示第61号)

コ 裁判関係書類等の即日交付について指示を発出し、取扱要領を定めた。(同年11月5日付け所長指示第62号)

サ 各工場に無災害日数表示板を設置することとした。(同年11月7日付け処遇首席指示第76号)

シ 信書の適正処理について指示を発出し、取扱要領を定めた。(同年11月15日付け処遇首席指示第78号)

ス 炊場工場就業受刑者の就業時間等について、取扱いを見直した。(同年2月24日付け所長指示第6号廃止、同年11月15日付け所長指示第64号)

- セ 居室内の結露対策について指示を発出した。(同年11月29日付け処遇首席指示第81号)
- ソ 感冒対策としての仮横臥にかかる指示を発出し、仮横臥時間の拡大を図った。(同年11月30日付け処遇首席指示第83号)
- タ 同年12月3日、避難誘導訓練を実施した。(同年11月30日付け処遇首席指示第82号)
- チ 暖房機器の使用について、指示を発出した。(同年12月5日付け処遇首席指示第84号)
- ツ 女区における石油ストーブの使用について定めた。(同年12月10日付け処遇首席指示第85号)
- テ 北朝鮮から弾道ミサイルの対応について、要領を定めた。(同年12月11日付け処遇首席指示第87号)
- ト 被収容者の視察体制の徹底について、指示を発出した。(同年12月13日付け所長指示第70号)
- ナ 年末年始における保安事故等の防止及び防災管理に係る指示を発出した。(同年12月13日付け所長指示第72号)
- ニ 年末年始の連休期間中における被収容者の処遇について、指示を発出した。(同年12月14日付け処遇首席指示第90号)
- ヌ 同年12月17日ないし20日、日勤職員及び昼夜勤職員に対して救急法訓練を実施した。
- ネ 徳島刑務所逃走事故対応マニュアルを制定した。(同年12月25日所長指示第73号)
- ノ 被収容者に係る薬剤の自己管理要領、取扱要領、投薬要領等について、見直しを図った。(同年12月27日付け所長指示第84号、同年12月27日付け処遇首席指示第96号及び同年12月28日付け処遇首席指示第97号)

(6) 外部交通の状況

ア 面会

(平成24年)

区 分		件数		
		未決	既決	計
受 理		1,504	1,867	3,371
制限等	不許可	7	48	55
	一時停止	0	0	0
	終了	0	0	0

イ 信書

(平成24年)

区 分			件数		
			発信	受信	計
未決	受 理		3,188	1,656	4,844
	制限等	禁止	0	0	0
		一部抹消及び削除	0	0	0
		差止め	0	0	0
既決	受 理		25,265	22,422	47,687
	制限等	禁止	116	1,324	1,440
		一部抹消及び削除	3	213	216
		差止め	2	74	76
計	受 理		28,453	24,078	52,531
	制限等	禁止	116	1,324	1,440
		一部抹消及び削除	3	213	216
		差止め	2	74	76

※一部抹消、削除及び差止めを含む

ウ 電話による通信

(平成24年)

区 分		件数		
		未決	既決	計
受 理		0	37	37
制限等	不許可	0	0	0
	一時停止	0	0	0
	終了	0	0	0

(7) 巡視及び参観の状況

(平成24年)

区 分		件 数	人 員
巡 視	裁 判 官	1	5
	検 察 官	3	6
弁 護 士 会 参 観		0	0

(8) 重点目標

- ア 逃走等保安事故の防止及び防災体制の構築
- イ 職務執行能力の一層の向上
- ウ 適正な被収容者処遇の継続
- エ 若年職員の育成強化
- オ 処遇環境の充足整備

7 作業関係

(1) 作業運営の現状及び問題点とその対策

ア 作業運営の現状

(ア) 作業の内容

当所は、木工、印刷、洋裁、金属、革工の5業種を中心として、長期受刑者の特性を生かし、木工製品、伝票類等の印刷製品、剣道防具、藍染め製品（帽子・ハンカチ等）、指定自給製品（メリヤス上下）、紳士靴等の生産作業を実施している。

(イ) 作業成績

平成23年度中は、施設全体の収容人員が増加しない中、就業人員も減少傾向にあり、解約が1件、また、本年度に係る契約交渉において、業績不振を理由に1社と契約更改に至らなかったほか、居室棟就業者に対する作業量の不足など、昨年の東北地方における大震災の影響はなかったものの、景気は依然として低迷しており、刑務作業運営は非常に厳しい状況下にあつて、調定額の達成率は99.5パーセントとなった。

また、当所において積極的に受注活動を展開した結果、新たに導入した作業はなかったもののスポット作業を1社導入することができ、居室棟就業者に対する作業量確保のため、県内及び県外の業者に対して、積極的に受注活動を行うなどして作業量の確保に努めた結果、一定の作業量を確保するに至ったが、依然として、金属及びその他の作業を中心として作業量が不足しており、本年度においても、受注活動を通して継続的な作業量確保を期することが急務となっている。

さらに、平成23年度における事業部売上高については、各地で即売会等を展開して刑務所作業製品に係る売上高増加を図った結果、目標額に対する達成率が約118.2パーセントと目標額を達成した。

平成23年度作業実績

(単位：千円)

項 目	目 標	実 績	達 成 率
調 定 額	50,000	49,773	99.5%
事業部売上高	54,300	64,209	118.2%

(ウ) 訓練

自庁専門職業訓練として溶接科、自庁標準職業訓練として縫製科・情報処理技術科、生産技術取得訓練として木材工芸科・剣道具科を実施しており、就業者の技能向上・公的資格（アーク溶接技能検定及びパソコン3、4級）の公的資格取得の機会を付与し、社会復帰の職業生活に役立つ技能取得に努めている。

(エ) 作業安全衛生管理

作業安全衛生管理については、就業者に定期及び適宜に作業安全教育を実施するとともに、毎週1回、就業前に工場就業者に対して作業専門官等作業関係職員が安全訓話を実施しているほか、毎月1回安全衛生委員会を開催し、その際、直近に発生した自所や他施設での作業災害事例等を資料とすることで、事故原因、及び対策を研さんし、安全衛生に対する職員の意識向上を目指している。

また、平成24年7月の刑務作業安全月間においては、作業安全訓話大会を開催し、職員全体の安全衛生意識の高揚を図った。

イ 問題点とその対策

(ア) 問題点

平成23年度は、調定額が目標額を若干、下回ったが、事業部売上高については、その目標額を達成することができた。社会経済状況が依然として厳しい不況下であり、契約企業側の経営自体が下降的状况にある中、また、東北地方の大震災が、今後も契約企業側の経営からさらに刑務所作業へ影響を及ぼす可能性もぬぐえないため、現在、導入している業者の作業量を確保しながら、納期の厳守及び品質管理に努めなければならない。

(イ) 対応策

徳島県内及び近県を中心に積極的に受注活動を展開するほか、既存の企業に協力を求めるなどして、作業量の確保に努めていく必要がある。

〈付表〉
業種別作業実施状況表

(単位：千円)

業 種		調定額	平成23年度3月末就業人員(人)			
			製作作業	提供作業	事業部作業	合 計
木 工		10,598	0	22	3	25
印 刷		4,577	0	0	34	34
洋 裁		12,009	0	71	78	149
金 属		1,099	0	7	0	7
革 工		3,746	0	29	11	40
農 業		0	0	0	0	0
その他		17,744	0	327	0	327
職業訓練	溶 接	—	0	0	0	0
	縫 製	—	0	0	0	0
	木材工芸	—	0	0	0	0
	情報処理技術	—	0	0	0	0
	剣 道 具	—	0	0	0	0
自営	経 理	—	88	0	0	88
	営 繕	—	22	0	0	22
合 計		49,773	110	456	126	692

(2) 重点目標

- ア 作業量の安定的確保
- イ 安全衛生管理体制の強化
- ウ 職業訓練の活性化

8 教育関係

(1) 改善指導、教科指導の現状及び課題とその対策

ア 一般改善指導

一般改善指導として、月2回の矯正指導日に自己啓発や人間性の回復のため、読書及び自主学習の時間を設けるとともに、法務省録音教材等の教養番組の視聴等の時間を設けている。そして、「矯正指導日における改善指導について」の冊子を各居室に配付し、改善指導の趣旨について周知し、意識高揚を図っている。

また、矯正指導日当日に実施項目ごとに告知放送を行い、当日が矯正指導日であることを改めて認識させるとともに、真摯に取り組まない者に対しては、処遇部門職員により積極的に指導するようにしている。

イ 特別改善指導

特別改善指導として、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導を実施している。平成21年度から平成24年度における特別改善指導の実施状況は次のとおりである。

(ア) 薬物依存離脱指導

1クール10単元で実施している（年間3クール）。

指導には、教育担当職員のほか民間協力者（精神科医師及び香川ダルク）の協力を得ており、グループワーク、ワークシート、視聴覚教材を使用して実施している。

指導開始年月	指導終了年月	指導人員	備 考
		12名	
		8名	
		14名	
		12名	
		12名	
		7名	

(イ) 暴力団離脱指導

1クール9単元で実施している。

なお、9単元の他に補講として個別指導を設けている。

指導には、教育担当職員のほか県警本部職員や徳島県暴力追放県民センター職員が当たり、グループワーク、ワークシート、視聴覚教材を使用して実施している。

指導開始年月	指導終了年月	指導人員	備 考
		5名	
		3名	

(ウ) 被害者の視点を取り入れた教育

1クール12単元で実施している（有期刑年間3クール，無期刑年間2クール）。

指導には，教育担当職員のほかゲストスピーカーとして被害者支援センターから犯罪被害者の家族の派遣を依頼し，講義，ワークシート，ロールレタリング及び視聴覚教材を使用して実施している。

なお，平成23年 月 から，有期刑受刑者と並行して無期懲役受刑者に対して，試行的に本教育を開始し，平成24年7月には無期懲役受刑者対象の実践プログラムを制定し，同年 月 から指導を開始した。

a 有期刑受刑者

指導開始年月	指導終了年月	指導人員	備 考
		10名	
		4名	
		9名	
		8名	
		8名	

b 無期懲役受刑者

指導開始年月	指導終了年月	指導人員	備 考
		8名	試行
		8名	試行
		8名	前期プログラム
		8名	前期プログラム

(エ) 交通安全指導

1クール6単元で実施している。

指導については，徳島少年鑑別所職員により，処遇共助で実施することとなっているため，実践プログラムや指導案を同少年鑑別所と協議を重ねて作成した。また，交通法規に関する事項等専門的な内容については，徳島県警察本部交通企画課等の協力を得ることとしている。

指導開始年月	指導修了年月	指導人員	備 考
		6名	
		1名	
		1名	
		1名	
		4名	

(オ) 就労支援指導

1クール10単元で実施している（年間2クール程度）。

指導については、当所職員と臨床心理士資格を持つ就労支援スタッフが協力し、円滑な人間関係を保ち、職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるための指導を行っている。

指導開始年月	指導修了年月	指導人員	備 考
		1名	
		1名	
		1名	
		1名	

ウ 教科指導

当所では、補習教科指導として、国語、算数、社会の3教科について実施している。

指導に当たっては、中学校教員免許を有している篤志面接委員に受刑者教育支援スタッフとして発令の上、月4回指導を実施している。

指導開始年月	指導修了年月	指導人員	備 考
		7名	
		8名	
		7名	
		14名	
		13名	

(2) 重点目標

ア 改善指導に係る全所的取組及び指導体制の充実強化

イ 関係機関及び外部協力者との協力体制の強化

ウ 被収容者に対する各種教育活動の充実化

9 医療関係

(1) 患者動態の状況

ア 主たる病名

(休養患者) 悪性新生物, 膿瘍, 肝硬変, 身体衰弱

(非休養患者) 高血圧, 肝炎, 貧血, 糖尿病, 不眠症, 胃炎

イ 休養患者の全被収容者中に占める比率 0.8パーセント

(平成24年)

区分 \ 種別	休 養 者	非休養者	患者集禁 施 設 者 移 送 者	外 部 通院者	病 院 移送者	執 行 停 止 出所者	死亡者	勤務時 間外診 療人員
総数 (人)	(13) 2,425	(88) 21,019	(0) 13	(1) 115	(0) 9	(0) 0	(1) 3	(0) 2
未決 (人)	(0) 24	(40) 232	(0) 0	(1) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
既決 (人)	(13) 2,401	(48) 20,787	(0) 13	(0) 115	(0) 9	(0) 0	(1) 3	(0) 2

() は女子

(2) 今後必要とされる医療対策

ア 被収容者中, 中高年齢層の占める比率が漸増しており, 生活習慣病の占める比率も上昇傾向にある。予防対策として, 生活習慣病予防の検診を強化し, 早期発見と早期治療に努め, その減少を図っている。

また, 入所前から発病し十分な治療を受けずに入所してくる者が漸増の傾向にあり, そのうち専門医による治療が必要な症状を呈している者も次第に増えている現状から, 医療協議会等により外部医療機関との連携強化を図り, 早期治療と早期治癒に努めている

イ 感染症予防対策として, 遅滞なく感染対策が取れるよう処遇部門に防護服等嘔吐物処理用具一式を準備するとともに, インフルエンザ感染予防のため, 正門・庶務課受付窓口及び行刑区域出入口等に手指消毒液を備え付け, 入門時に消毒を実施するよう督促している。また, 調理機器の洗浄消毒及び手指消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用し, 感染症予防に万全を期している。

10 分類関係

(1) 処遇調査の実施状況

(平成24年)

区 分	刑執行開始時 調査件数	再調査		調査総数
		定期再調査	臨時再調査	
調査件数 (件)	166	1,391	5,573	7,130

(2) (1) の処遇調査結果の処遇面への利用状況

ア 処遇調査

現場の処遇や教育的処遇に資する、被収容者の特質を捉えた分かりやすい調査票の作成に配慮するとともに、調査票の写しを処遇関係部門に各一部配布し、処遇実施場面での有効活用を図っている。

イ 再調査

定期調査・再調査のみならず必要に応じ随時面接等を実施し、受刑者個々の問題点を的確にとらえ、新たな情報はいち早く現場へ通報し、効果的処遇に資するとともに適正な処遇指針の確立に努めている。

ウ 派閥関係

現役の組員に対する離脱指導を積極的に行うとともに、警察照会を適宜実施している。

エ 分類情報

必要に応じて分類情報の統計を取り、処遇面への情報提供に役立てている。

(3) 処遇審査会の開催状況

(平成24年)

開 催 回 数		52 (回)
審 査 事 項	処遇指標指定審査	114 (件)
	移送審査	136 (件)
	作業指定審査	349 (件)
	職業訓練生選定審査	414 (件)
	高所作業指定審査	0 (件)
	隔離審査	0 (件)
	隔離解除審査	0 (件)
	宗教教誨審査	829 (件)
	クラブ活動加入審査	275 (件)
	仮釈放申請審査	19 (件)
	その他	3,437 (件)
審 査 総 件 数		5,573 (件)

(4) 収容のための分類について特記事項があればその概要

当所は主に LB 指標受刑者を収容していることから受刑者総数に占める同指標受刑者の割合は次のとおりである。

項 目 年 次	受刑者総数	LB 級受刑者 数	全受刑者との構成比 (%)
平成 2 1 年	833	435	52. 2
平成 2 2 年	792	447	56. 4
平成 2 3 年	755	465	61. 5
平成 2 4 年	756	492	65. 1